

# 国民保護に関する今後の山梨県の取り組み

平成18年1月30日

## 山梨県国民保護計画に関する事項

計画（案）は、県国民保護協議会の答申を踏まえ、内閣総理大臣と協議し、閣議決定の後、県議会報告、市町村等への通知、公表等を行う。

## 国民保護措置の実施に関する事項

平成18年3月末を目途に、避難施設の指定を行うなど、国民保護措置の実施に平素から備える。

## 関係機関の取り組みの支援に関する事項

来年度は市町村が国民保護計画を作成することから、来月下旬に市町村国民保護計画作成担当者会議を開催するなど、必要な支援を行う。

また、指定地方公共機関も業務計画を作成することから、適宜情報提供を行うなど、連携強化に努める。

## 国民保護に関する普及啓発に関する事項

県民への普及啓発事業を積極的に推進する。